

阪南市自治基本条例の 見直し・運用に関する提言 (案)

令和5年〇月
阪南市自治基本条例推進委員会

提言に携わって

阪南市自治基本条例推進委員会では、5年ごとに実施することになっている阪南市自治基本条例の見直しを進めてまいりました。ここにその結果を取りまとめることができましたので、報告を申し上げます。

阪南市が置かれている社会的経済的な事情は常に変化していますし、市民生活もこれまでと全く同じというわけにはいきません。この数年間世界的に流行した新型コロナウイルス感染症とその対策は、阪南市民のみなさまに健康面や社会経済的な生活面でも厳しいものがありました。加えて、昨年2月以来いまだに続いているウクライナの戦争事態は多くの人々の生命を奪っているだけでなく、社会経済的にもまた自然環境にも大きな衝撃となっており、資源不足や物価高など阪南市の市民生活にも大きく影響しています。

阪南市自治基本条例は、世界のすべての問題に 대응することができるものではありませんが、阪南市民の生命健康を守り、市民生活を豊かに発展させていくことを使命にしています。そうした観点から、本条例の規定が今日の事情に照らして適切なものとなっているのか、また、条例の規定が適切であってもその解釈が妥当なものとなっているのか、さらには条例を踏まえた市政運営となっているのか、事業者や各種団体を含め阪南市民が本条例の趣旨を理解して行動しているのか、顧みなければならない点は多々あるかと思えます。そしてこれからの理想の阪南市のまちづくりを実現できる内容になっているのかを考えなければなりません。

本推進委員会とその中に設けられた検証部会では、これらの観点から、鋭意、検討を進めてまいりました。その中では、感染症の流行や法律の制定などを受けて改正すべきところや、共創を含めた協働をさらに推進していく必要性などを踏まえた条例の解釈と解説の補完なども提案しています。阪南市におかれましては、本検証報告を的確にご理解いただき、条例の改正や運用に取り組んでいただければ幸いに存じます。

最後になりますが、本条例の検証に当たり、何度も会議を重ね、大変な尽力をいただき作業を進めてくださいました検証部会の壬生部会長をはじめ部会委員の皆様に、あらためて感謝を申し上げます。

令和5年2月吉日

阪南市自治基本条例推進委員会

委員長 新川達郎

提言に携わって

第6期自治基本条例推進委員会では、自治基本条例の検証と見直しをすすめてきました。平成21年7月1日に条例が施行されてから、3回目の検証・見直しとなります。

検証・見直しに際しては、委員会のなかに自治基本条例検証部会を設置し、委員長に指名された6名の部会員が、阪南市をとりまく状況や事業の実施に関する資料などを確認しながら議論を重ねました。その結果をもとに推進委員会で議論し、まとめたものがこの提言書です。

提言書では、検証結果として、危機管理に関する条文の改正やそれにとまなう解説文の修正、令和4年3月に策定された阪南市総合計画の内容や個人情報保護法の改正を踏まえた前文や解説文の修正などをあげています。とくに危機管理に関する条文の改正は、ここ数年の国際情勢やわたしたちをとりまく状況を考慮し、地震をはじめとする災害に加えて感染症の流行や大規模な事件・事故も含めて「危機事象」ととらえ、危機管理の意識を高めることの重要性を市民や市、関係機関に伝えたいという思いから提案するものです。

そのほかにも、市政に関する様々な情報を市民にわかりやすく提供すること、市民が容易に意見を提出しやすいように、意見聴取の手法を工夫すること、職員は職務の遂行に必要な知識、技術の向上に努め、市長はそれを支援すること、引き続き、情報セキュリティ対策に取り組み、情報の流出が無いようにすること、更なる自治基本条例の推進に努めるとともに、条例に即した市政運営に取り組むことなど、検証部会や委員会で委員から出された意見もまとめています。

新型コロナウイルス感染症の流行により、市が果たす役割はもちろんのこと、市民や地域のつながりの重要性が改めて認識されました。この経験を踏まえ、市民、議会及び執行機関がこれまで以上に信頼を深め、協働して阪南市のまちづくりを進めていく際に、今回の提言を役立てていただけるとうれしく思います。

最後になりましたが、遅い時間まで毎回熱心に議論してくださった部会員、推進委員のみなさまと、わかりやすい資料を準備してくださった事務局のみなさまに感謝申し上げます。ありがとうございました。

令和5年2月吉日

阪南市自治基本条例推進委員会

副委員長 壬生 裕子

1. はじめに

平成21年7月1日に、市政の運営や地域の活動における、参画・協働のしくみなどの基本的なルールを定めて、市民の皆さん・議会・執行機関がそれぞれの役割を果たして助け合い、永く学び働き住んで良かったと思える、よりよい阪南市になるためのまちづくりのルールを定めた「阪南市自治基本条例」（以下「自治基本条例」という）が施行され13年が経過しました。

今回の見直しについては、自治基本条例第31条に基づき前回の条例改正から5年を超えない期間ごとに各条項の社会情勢への適合について検討を行い、必要があれば見直しを求めていく役割が推進委員会にあることから、令和3年7月29日に自治基本条例検証部会（以下「検証部会」という）を設置し、条例が社会情勢に合わせて見直す必要があるか、また、条例の運用状況について、適正かつ円滑に運用されているかの検証を行いました。

2. 検証について

検証部会では、本市を取り巻く社会情勢が変化する中で、各条項において、社会情勢に合っていない箇所があるか、また、条例が適正かつ円滑に運用されているかについて検証を行うこととしました。検証にあたっては、各条項に基づく制度の構築や実施状況の資料などを参考とし、各委員が意見を出し合い幅広い視点から議論を行いました。

①社会情勢に合わせて見直し（条文の改正・追加）をする必要があるかどうか

②適正かつ円滑に運用されているかどうか

3. 検証結果について

検証部会では、各条項に社会情勢の変化や運用状況について検証しました。今回の検証においても、自治基本条例が浸透していないため認知度の向上への取り組みや、住民自治のまちづくりを推進していくため市民と議会及び執行機関がお互いに必要な情報を共有することが重要となっています。検証結果については、下記の表にまとめています。詳しくは、各条文に記載しています。

検証結果	該当条項
1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく	全条文31条項中29条項
2 条文に従い新たな取り組みを検討する	なし
3 条文を改正する	第26条 住民投票 第28条 危機管理
4 その他（解説文の修正）	前文 第3条 定義 第23条 個人情報の保護

1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく

全条文31条中29条項がこれまでどおり取り組んでいく結果となりました。
運用についての意見は、8ページ以降に詳しく掲載をしています。

2 条文に従い新たな取り組みを検討する

今回の検証においては、新たな取り組みを検討する条文はありません。

3 条文を改正する

（1）第26条（住民投票）

条文中に、住民投票条例制定の際に留意すべき点を規定していますが、既に条例は制定されているため条文を改正します。
また、条文の改正と同様に解説も修正します。

（2）第28条（危機管理）

社会情勢に応じて条文を改正します。また、条文の改正と同様に解説も修正します。
改正等の詳細については、3ページに掲載しています。

4. その他（解説文の修正）

（1）前文

令和4年3月に策定された阪南市総合計画においては、将来の都市像を「共創による新しい地域価値が創造され、誰もが輝ける舞台都市・阪南」と掲げ、協働のまちづくりに加え、“共創”の考え方が取り入れられているため、解説にその考え方を追記します。

（2）第3条（定義）

前文の解説文修正に伴い、第3条に規定する“協働”に“共創”の考え方を取り入れるため、解説を修正します。

(3) 第23条（個人情報の保護）

個人情報保護法の改正に伴い、「阪南市個人情報保護条例」が廃止されるため、解説を修正します。

修正の詳細については、5ページに掲載しています。

3 条文を改正する 第26条（住民投票）

<条文>改正後	<条文>改正前
1項 （略） 2項 （略） 3項 前2項に規定する住民投票の実施に必要な事項については、別に条例で定める。 4項 （略）	1項 （略） 2項 （略） 3項 前2項に規定する住民投票の実施に必要な事項については、別に条例で定める。<u>この場合において、投票資格者を定めるに当たっては、十分に検討を行うものとする。</u> 4項 （略）
<解説>修正後	<解説>修正前
ここでは、住民投票について定めています。 ～（略）～ 第2項では、第1項に定める住民からの請求によるもののほか、議会や市長も自ら発議し、議会の議決（同意）を得て、住民投票を実施することができることとしています。 <u>この住民投票の実施に必要な事項については、「阪南市住民投票条例」において別途定めています。</u> 第4項では、住民投票を行った結果については、住民、議会、市長だけではなく、住民を除く市民、市長を除く執行機関に至るまで、最大限尊重すべきということを定めています。 ～（略）～	ここでは、住民投票について定めています。 ～（略）～ 第2項では、第1項に定める住民からの請求によるもののほか、議会や市長も自ら発議し、議会の議決（同意）を得て、住民投票を実施することができることとしています。 第3項では、住民投票の実施に必要な事項については、別に条例で定めることとしています。 <u>これは、実施請求に必要な手続について条例で定め、その条例に基づいて請求があったときには、その請求された事案に適した個別の条例を定めてから住民投票を実施することとし、当該住民投票の要件等、その内容について議論・検討を行ってから実施することとしています。その中でも、当該住民投票に関する投票資格者の要件については、十分な議論・検討を行うべきこととしています。</u> 第4項では、住民投票を行った結果については、住民、議会、市長だけではなく、住民を除く市民、市長を除く執行機関に至るまで、最大限尊重すべきということを定めています。 ～（略）～

3 条文を改正する 第28条（危機管理）

<条文>改正後	<条文>改正前
市民は、自ら<u>危機事象の発生</u>に備えるとともに、<u>危機事象の発生時</u>においては、自らの安全確保を図り、地域において互いに協力し、助け合うよう努めるものとする。 2 市は、市民の生命、身体及び財産を守るため、市民の<u>危機管理意識</u>の向上に努めるとともに、市民及び関係機関との連携により総合的かつ機動的な危機管理体制の構築に努めなければならない。	市民は、自ら<u>災害等</u>に備えるとともに、<u>災害等の発生時</u>において、自らの安全確保を図り、地域において互いに協力し、助け合うよう努めるものとする。 2 市は、市民の生命、身体及び財産を守るため、市民の<u>防災意識</u>の向上に努めるとともに、市民及び関係機関との連携により総合的かつ機動的な危機管理体制の構築に努めなければならない。
<解説>修正後	<解説>修正前
第1項では、市民が、<u>危機事象の発生</u>による被害を最小限にとどめるために、自分の身は自分で守る「自助」、地域でお互いに助け合う「共助」について定めています。 <u>この条文でいう危機事象とは、大規模な地震、風水害等の自然災害、大規模な健康危機（感染症、食中毒等）、大規模な事件や交通事故等、幅広い危機をいいます。</u> 第2項では、市が、<u>危機事象の発生時</u>に、市民及び関係機関（警察、消防、病院、<u>教育機関</u>など）と連携、協力して危機管理体制を構築する「公助」について定めています。 <u>危機発生時の対象者の範囲においては、市民はもとより、買い物や旅行などで本市に滞在する者も、その範囲に含むものとします。</u> <u>また、誰もが、安全に安心して暮らせるまちをめざし、市民や地域が一体となって様々な危機事象の発生に備える危機管理体制の構築を推進しています。</u> なお、災害等による被害については、想定どおりでなく、想定を上回る可能性もあることを念頭において対処できるように準備をしておく必要があります。	<u>第28条は、東日本大震災や今後発生することが予想される南海トラフ巨大地震等の不測の事態に備え、災害等による被害を最小限にとどめるために必要な危機管理について定めています。</u> 第1項では、市民が、<u>災害等</u>による被害を最小限にとどめるために、自分の身は自分で守る「自助」、地域でお互いに助け合う「共助」について定めています。 第2項では、市が、<u>市民の安全・安心な暮らしを守るために、市民及び関係機関（警察、消防、病院等）と連携、協力して危機管理体制を構築する「公助」について定めています。</u> また、災害等による被害については、想定どおりでなく、想定を上回る可能性もあることを念頭において対処できるように準備をしておく必要があります。

4 その他 前文

<解説>修正後	<解説>修正前
～（略）～ 阪南市においても、これまで、人権尊重や平等社会の形成はもとより、市民参画のもと、より住みよいまちづくりに取り組んできましたが、今後さらに、自治の主役である市民と議会・執行機関が力を合わせて、まちづくりに取り組んでいかなければなりません。そのため、市民の意思をまちづくりに的確に反映できる仕組みを充実させるとともに、<u>協働と新しい価値や事業等の創造・構築段階から取り組む「共創：コクリエーション」</u>の考え方を協働の中に取り入れ、これまで以上にまちづくりにおける市民参画を推進し、市民・議会・執行機関が互いに信頼を深め、<u>まちづくりを進めていくことが求められています。</u> ～（略）～	～（略）～ 阪南市においても、これまで、人権尊重や平等社会の形成はもとより、市民参画のもと、より住みよいまちづくりに取り組んできましたが、今後さらに、自治の主役である市民と議会・執行機関が力を合わせて、まちづくりに取り組んでいかなければなりません。そのため、市民の意思をまちづくりに的確に反映できる仕組みを充実させるとともに、これまで以上にまちづくりにおける市民参画を推進し、市民・議会・執行機関が互いに信頼を深め、<u>協働によるまちづくりを進めていくことが求められています。</u> ～（略）～

4 その他 第3条（定義）

<解説>修正後	<解説>修正前
ここでは、この条例における重要な用語の定義を定めています。今後、市民のみなさんと一緒にまちづくりを進めていくに当たって、認識を共通にしておきたいこととして定めるものです。 （１）～（４） ～（略）～ （５）「協働」とは、お互いの立場や特性を理解し尊重しつつ協力して、お互いに対等な関係に立っているという気持ちを持ちながら、市民は行政依存に、執行機関は行政主導にならないように、また、負担と責任を押し付け合うことのないように、住みよいまちとするために、互いに協力するということです。<u>なお、新しい価値や事業等の創造・構築段階から取り組む共創の考え方も含みます。</u>	ここでは、この条例における重要な用語の定義を定めています。今後、市民のみなさんと一緒にまちづくりを進めていくに当たって、認識を共通にしておきたいこととして定めるものです。 （１）～（４） ～（略）～ （５）「協働」とは、お互いの立場や特性を理解し尊重しつつ協力して、お互いに対等な関係に立っているという気持ちを持ちながら、市民は行政依存に、執行機関は行政主導にならないように、また、負担と責任を押し付け合うことのないように、住みよいまちとするために、互いに協力するということです。

4 その他 第23条（個人情報の保護）

<解説>修正後	<解説>修正前
～（略）～ 阪南市では、「<u>阪南市個人情報の保護に関する法律施行条例</u>」及び「<u>阪南市議会の個人情報の保護に関する条例</u>」において必要事項を定め、個人情報を保護しているところです。具体的な保護内容については<u>これら条例</u>を適用することになります。 ～（略）～	～（略）～ 阪南市では、「<u>阪南市情報保護条例</u>」において必要事項を定め、個人情報を保護しているところです。具体的な保護内容については「<u>阪南市個人情報保護条例</u>」を適用することになります。 ～（略）～

前 文

第1章 総則

第1条	目的	9
第2条	最高規範性	9
第3条	定義	10

第2章 基本理念

第4条	基本理念	10
-----	------	----

第3章 基本原則

第5条	参画及び協働の原則	11
第6条	情報共有の原則	11
第7条	財政自治の原則	12

第4章 市民

第8条	市民の権利	12
第9条	市民の責務	13

第5章 議会

第10条	議会の役割	13
第11条	議会の責務	14
第12条	議員の責務	14

第6章 執行機関

第13条	市長の責務	15
第14条	市長を除く執行機関の責務	15
第15条	職員の責務	16

第7章 市民参画及び協働

第16条	市民活動団体	16
第17条	計画策定等における市民参画	17
第18条	市民参画の手続	18

第19条	市民参画の推進	18
第20条	協働の推進	19

第8章 情報の共有

第21条	情報の収集及び活用	19
第22条	情報公開等	20
第23条	個人情報の保護	20
第24条	説明責任	21
第25条	意見、要望等への応答	21

第9章 住民投票

第26条	住民投票	22
------	------	----

第10章 総合計画

第27条	総合計画	22
------	------	----

第11章 危機管理

第28条	危機管理	23
------	------	----

第12章 他の機関との連携

第29条	他の機関との連携	23
------	----------	----

第13章 推進及び見直し

第30条	条例の推進	24
第31条	条例の見直し	24

資料

自治基本条例推進委員会での検討経過	25
自治基本条例推進委員会 委員名簿	27

前 文

阪南市は、緑豊かな和泉山脈と波静かな茅渚（ちぬ）の海に囲まれ、温暖な気候風土という自然環境にも恵まれ、熊野古道へと続くいにしえの歴史街道や秋のやぐら祭り等に見られる歴史的遺産や文化的資産も数多く継承されています。

私たち阪南市民は、これまで先人が築き上げてきた歴史、培ってきた文化、多様な産業と豊かな自然を受け継ぎながら自らの知識や経験・創造性を活かし、すべての人が思いやりを持ち、人と人とのつながりをひろげ、次世代を担う子どもたちをはぐくみ、平和で明るく豊かな安心・安全のまちづくりを推進し、将来にわたって持続可能な社会を次の世代へ引き継ぐ責任があります。

一方、地方分権が進むこれからの時代は、地方自治が大きく変化し、まちづくりをこれまでの行政主導から市民主導へと大きく転換しなければなりません。私たちは、今日までの市民参画を更に発展させ、自治の主役である市民によるまちづくりがより一層推進できる仕組みを構築する必要があります、これまで以上に市民、議会及び執行機関が信頼を深め、協働してまちづくりを進めていくことが求められます。

そのため、市民一人ひとりの人権が尊重され、生活するすべての市民が、このまちで永く学び働き住んで良かったと思えるよう、市民同士が交流を深め、補完し合い、市民相互の協働並びに市民、議会及び執行機関との協働を基本とし、適切に役割と責任を明らかにしたうえで分担し合い、自己決定及び自己責任による個性豊かな持続性のある地方自治を推進しなければなりません。

よってここに、よりよい阪南市をつくるための最高規範として、阪南市自治基本条例を制定します。

検証結果	
	1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく
	2 条文に従い新たな取り組みを検討する
	3 条文を改正する
✓	4 その他（解説文の修正）

検証結果の考察
・自治基本条例解説文に、総合計画に規定している「共創」の考え方を加えること。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、阪南市における自治の基本理念を明らかにするとともに、市民の権利及び責務、議会の役割及び責務、執行機関の責務並びに市政の運営及び地域の活動に関する基本的事項を定めることにより、自治を確立することを目的とする。

検証結果

✓	1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく
	2 条文に従い新たな取り組みを検討する
	3 条文を改正する
	4 その他（解説文の修正）

検証結果の考察

- ・ 目的を規定している条項であるため、社会情勢や運用状況など今回の検証において意見はありません。

（最高規範性）

第2条 この条例は、自治に関して市が定める最高規範であり、市民、議会及び執行機関は、誠実にこれを遵守し、他の条例、規則等の制定、改廃、解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図らなければならない。

検証結果

✓	1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく
	2 条文に従い新たな取り組みを検討する
	3 条文を改正する
	4 その他（解説文の修正）

検証結果の考察

- ・ 他の条例等の制定、改廃、解釈及び運用について、自治基本条例との整合性を引き続き図ること。
- ・ 職員においても、自治基本条例の趣旨を尊重し、事業の立案・実施・評価に努めること。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に在住、在勤若しくは在学をする個人、市内に事業所を置く事業者又は市内で活動する団体をいう。
- (2) 市 基礎的な地方公共団体としての阪南市をいう。
- (3) 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (4) 参画 市の政策等の立案、実施及び評価に至る過程において、責任を持って自主的かつ自発的に参加し、意思形成にかかわることをいう。
- (5) 協働 互いの特性を尊重しながら、それぞれの責任と役割分担に基づき、住みよいまちとするために、協力し行動することをいう。

検証結果

	1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく
	2 条文に従い新たな取り組みを検討する
	3 条文を改正する
✓	4 その他（解説文の修正）

検証結果の考察

- ・定義を規定している条項であるため、社会情勢や運用状況など今回の検証において意見はありません。

第2章 基本理念

(基本理念)

第4条 未来においても恵まれた自然を守り、心豊かな阪南市であるために、主権者である市民それぞれが、互いの人権を尊重し、参画し、及び協働し、並びに市民、議会及び執行機関が協働することにより、自立した阪南市の実現を目指すものとする。

検証結果

✓	1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく
	2 条文に従い新たな取り組みを検討する
	3 条文を改正する
	4 その他（解説文の修正）

検証結果の考察

- ・基本理念を規定している条項であるため、社会情勢や運用状況など今回の検証において意見はありません。

第3章 基本原則

（参画及び協働の原則）

第5条 市政の運営及び地域の活動に取り組むに当たっては、市民の参画する機会が保障されるとともに、市民、議会及び執行機関が協働することを原則とする。

検証結果

✓	1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく
	2 条文に従い新たな取り組みを検討する
	3 条文を改正する
	4 その他（解説文の修正）

検証結果の考察

- ・参画及び協働の原則を規定している条項であるため、社会情勢や運用状況など今回の検証において意見はありません。
- ・運用等においては、第7章（第16条、第17条、第18条、第19条、第20条）で検証します。

（情報共有の原則）

第6条 市民、議会及び執行機関は、市政に関する情報を共有することを原則とする。

検証結果

✓	1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく
	2 条文に従い新たな取り組みを検討する
	3 条文を改正する
	4 その他（解説文の修正）

検証結果の考察

- ・情報共有の原則を規定している条項であるため、社会情勢や運用状況など今回の検証において意見はありません。
- ・運用等においては、第8章（第21条、第22条、第23条、第24条）で検証します。

（財政自治の原則）

第7条 市は、自立した市政の運営を行うため、自らの判断と責任において、財源を適正かつ効果的に活用し、歳入と歳出の調和のとれた財政運営を行うことを原則とする。

検証結果

✓	1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく
	2 条文に従い新たな取り組みを検討する
	3 条文を改正する
	4 その他（解説文の修正）

検証結果の考察

- ・財政状況の公表を工夫し、幅広い市民へ情報発信を行うこと。
- ・市民説明会などを活用し、市民への情報提供の機会確保に努めること。また、開催時には、より多くの市民意見を傾聴する姿勢を持つこと。
- ・財政状況に左右されることなく、住民自治や市民活動などの推進に、継続的に取り組むこと。

第4章 市民

（市民の権利）

第8条 市民は、市政の主体として平等に市政の運営及び地域の活動に参画し、及び協働する権利を有する。

- 2 市民は、保護すべき情報を除き、市が保有する情報を知る権利を有する。
- 3 市民は、市が提供するサービスを受けることができる。

検証結果

✓	1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく
	2 条文に従い新たな取り組みを検討する
	3 条文を改正する
	4 その他（解説文の修正）

検証結果の考察

- ・市民の権利を規定している条項であるため、社会情勢や運用状況など今回の検証において意見はありません。

(市民の責務)

第9条 市民は、互いに多様な価値観を認め合い、市政に関する認識を深め、自らの発言と行動に責任を持ち、積極的に参画し、及び協働し、市政の運営及び地域の活動に取り組むよう努めなければならない。

2 市民は、互いに市政の運営及び地域の活動に必要な情報を共有するよう努めるものとする。

3 市民は、市が提供するサービスに伴う負担を分任しなければならない。

検証結果

✓	1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく
	2 条文に従い新たな取り組みを検討する
	3 条文を改正する
	4 その他（解説文の修正）

検証結果の考察

- ・市民の責務を規定している条項であるため、社会情勢や運用状況など今回の検証において意見はありません。

第5章 議会

(議会の役割)

第10条 議会は、法令で定めるところにより、住民の直接選挙によって選出された議員で構成され、住民の声を市政に反映する市の意思決定機関である。

2 議会は、市政の運営を監視する役割を担う。

検証結果

✓	1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく
	2 条文に従い新たな取り組みを検討する
	3 条文を改正する
	4 その他（解説文の修正）

検証結果の考察

- ・行政の監視、監督だけでなく、意思決定機関であることをしっかりと認識すること。

(議会の責務)

- 第11条 議会は、意思決定機関であることの責任を常に認識し、公平な判断及び長期的展望をもって意思決定に臨むものとする。
- 2 議会は、開かれた議会運営のために、その保有する情報を積極的に公開し、市民との情報共有に努めなければならない。
- 3 議会は、議決に当たっての意思決定の過程を市民に明らかにするものとする。

検証結果

✓	1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく
	2 条文に従い新たな取り組みを検討する
	3 条文を改正する
	4 その他（解説文の修正）

検証結果の考察

- ・議会だよりについて、レイアウトを工夫しながら引き続き市民が読みやすい紙面作りに努めること。

(議員の責務)

- 第12条 議員は、前2条に規定する議会の役割及び責務を十分に認識し、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。
- 2 議員は、多様な住民の意思及び地域の課題を、市政に反映させるよう努めなければならない。

検証結果

✓	1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく
	2 条文に従い新たな取り組みを検討する
	3 条文を改正する
	4 その他（解説文の修正）

検証結果の考察

- ・阪南市におけるまちづくりの基本となる“自治基本条例”の理念を踏まえて活動すること。

第6章 執行機関

（市長の責務）

第13条 市長は、住民の直接選挙によって信託されたものであって、市の代表者として市を統轄するとともに、市政の基本方針を明らかにし、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

2 市長は、他の執行機関と協力し、市政を簡素かつ効率的に運営しなければならない。

3 市長は、前項の目的のため、職員の能力向上に努めるとともに、職員を適正に配置しなければならない。

4 市長は、その保有する情報を市民と共有するように努めなければならない。

5 市長は、市民が参画する機会の拡充に努め、その成果を尊重しなければならない。

検証結果

✓	1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく
	2 条文に従い新たな取り組みを検討する
	3 条文を改正する
	4 その他（解説文の修正）

検証結果の考察

- ・行政経営方針に記載の取組項目を着実に実行するとともに、取組内容の市民への見える化に取り組むこと。
- ・業務の内部評価並びに外部評価は引き続き、取り組むこと。
- ・事業や計画等の説明については、広報誌やウェブサイトだけでなく、広く市民に周知し、理解が得られるよう情報発信の工夫に努めること。
- ・人材育成において、新しい情報に触れることができる機会（研修等）をできるだけ多く設けるよう努めること。
- ・事業実施にあたっては、協働の視点が重要となってくるため、研修を企画・立案するときは、中堅職員・管理職も対象に含め、座学だけにとどまらない研修となるよう工夫すること。

（市長を除く執行機関の責務）

第14条 市長を除く執行機関は、その職務に応じて、市長と同様の責務を負い、他の執行機関と協力して市政の運営に努めるものとする。

検証結果

✓	1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく
	2 条文に従い新たな取り組みを検討する
	3 条文を改正する
	4 その他（解説文の修正）

検証結果の考察

- ・第13条と一緒に検証を行いました。

(職員の責務)

第15条 職員は、全体の奉仕者として、この条例を遵守し、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

2 職員は、職務の遂行に必要な知識、技能等の向上に努めるとともに、創意工夫して効率的に職務を遂行しなければならない。

検証結果

✓	1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく
	2 条文に従い新たな取り組みを検討する
	3 条文を改正する
	4 その他（解説文の修正）

検証結果の考察

- ・社会環境の変化に関わらず、必要な研修を受講することができる環境づくりに取り組むこと。
- ・組織全体の能力を向上させるため、研修等で学んだことを職場内で共有するよう努めること。
- ・行財政改革を推進していくため、限られた資源の有効活用や、財源の確保、ICT※の活用など、職員は知識、技能等の向上に努め、市長はそれを支援すること。

※ ICT：【Information and Communication Technology(インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー)】の略称で、情報処理及び情報通信に関する諸分野における、技術・産業・設備・サービスなどの総称。

第7章 市民参画及び協働

(市民活動団体)

第16条 市民は、地域の活動及び地域の課題の解決に取り組む団体又は他の市民と共通する目的の実現に取り組む団体（以下この条において「市民活動団体」という。）を自主的に組織することができる。

2 市民は、市民活動団体の役割を認識し、その活動を推進するとともに、地域の課題を、自らも解決するよう努めるものとする。

3 市民は、互いに協力し、少数の意見及び行動も尊重しながら、積極的に活動に参加するよう努めなければならない。

4 執行機関は、市民活動団体の活動を推進するため、市民活動団体から相談、要望等があったときは、その保有する情報を提供し、平等かつ迅速に必要な措置を講じなければならない。

5 議会は、市民活動団体の自主性及び役割を尊重するものとする。

検証結果

✓	1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく
	2 条文に従い新たな取り組みを検討する
	3 条文を改正する
	4 その他（解説文の修正）

検証結果の考察

- ・市民活動団体などの活動を安定して継続的に支援することができる市民活動センターとなるよう、市や市民も協力していくこと。
- ・“市民公益活動団体”の活動状況の把握や登録更新作業を定期的に行うこと。
- ・広報物は、必要な人が必要な情報を正確に得られるように工夫すること。また、直接活動に取り組んでいない人にも見えもらえるような配布、発信の方法の検討を行うこと。

（計画策定等における市民参画）

第17条 執行機関は、次に掲げる事項を実施するときは、あらかじめその事項を公表し、市民の参画の手続を実施しなければならない。

- (1) 基本構想（地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項に規定する総合的かつ計画的な市政の運営を図るための基本構想をいう。第26条において同じ。）及びこれの実現のための基本計画の策定
- (2) 市政の運営における基本的事項を定める計画等の策定又は改廃
- (3) 広く市民に適用され、市民生活に重大な影響を及ぼす条例等の制定又は改廃

2 執行機関は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、同項の手続を実施しないことができる。

- (1) 関係法令等の制定又は改廃に基づくとき。
- (2) 軽微な改変にとどまり、実質的な改変を伴わないとき。
- (3) 補助機関の服務等に関するとき、又は機構の改変に関するとき。
- (4) 緊急に実施しなければならないとき。

検証結果

✓	1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく
	2 条文に従い新たな取り組みを検討する
	3 条文を改正する
	4 その他（解説文の修正）

検証結果の考察

- ・第18条と一緒に検証を行いました。

(市民参画の手続)

第18条 前条の手続は、同条第1項に掲げる事項の内容に応じ、次の各号のいずれかの方法により行うものとする。

- (1) 附属機関等への委員公募
- (2) パブリックコメント
- (3) 公聴会の開催
- (4) 前3号に掲げるもののほか、執行機関が必要と認めるもの

2 執行機関は、前項各号に掲げる方法の実施に当たっては、公平性及び中立性の保持に配慮しなければならない。

3 第1項各号に掲げる方法の実施について必要な事項は、別に定める。

検証結果

✓	1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく
	2 条文に従い新たな取り組みを検討する
	3 条文を改正する
	4 その他（解説文の修正）

検証結果の考察

- ・市民公募やパブリックコメントなどを実施するときは、広報誌・市ウェブサイトへの掲載を原則とし、加えてSNS*を活用した周知方法の工夫に努めること。
- ・市民が容易に意見を提出しやすいように、意見聴取の手法を工夫すること。

※ SNS：【Social Networking Service(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)】の略称で、ソーシャル(社会的な)ネットワーキング(繋がり、交流)を提供するサービス。

(市民参画の推進)

第19条 執行機関は、市民の参画する機会が保障されるよう、前2条に定めるもののほか、制度の整備を図るものとする。

検証結果

✓	1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく
	2 条文に従い新たな取り組みを検討する
	3 条文を改正する
	4 その他（解説文の修正）

検証結果の考察

- ・既存の市民参画の手法だけに捉われず、他市の事例を踏まえ有効な手法について、調査、研究、実践すること。

(協働の推進)

第20条 議会及び執行機関は、市民と協働してまちづくりを進めるために、協働のまちづくりに対する理解と関心を深めるための啓発及び情報提供等の必要な支援に努めるものとする。

2 市長は、職員に協働への理解を促し、それに取り組む意欲を高めるとともに、職員が協働に関わることができる場及び機会を設けるものとする。

検証結果

✓	1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく
	2 条文に従い新たな取り組みを検討する
	3 条文を改正する
	4 その他（解説文の修正）

検証結果の考察

- ・より良い協働事業の展開を行うため、しっかりと相互評価を行うこと。
- ・協働事業においても期間を定め、事業全体の見直しや新規事業者参入の機会の確保に努めること。
- ・協働研修は、受講対象者や内容を適宜変更するなど、見直し改善に取り組むこと。

第8章 情報共有

(情報の収集及び活用)

第21条 議会及び執行機関は、市政の運営に必要な情報を収集し、有効に活用しなければならない。

2 議会及び執行機関は、市民が容易に情報を得られるよう、適切な仕組みを整備しなければならない。

検証結果

✓	1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく
	2 条文に従い新たな取り組みを検討する
	3 条文を改正する
	4 その他（解説文の修正）

検証結果の考察

- ・情報収集の仕組みや制度について、様々な媒体を利用し、幅広い市民に周知すること。

(情報公開等)

第22条 議会及び執行機関は、市民の参画及び協働の実効性を確保するため、その保有する情報を、保護すべき情報を除き、速やかにかつ積極的に公開しなければならない。

2 議会及び執行機関は、附属機関等の会議及び会議録を、保護すべき情報を除き、公開しなければならない。

3 市民は、地域の課題を解決するため、互いにその保有する情報の共有に努めるものとする。

4 執行機関は、前項の共有のため、必要に応じて支援しなければならない。

5 第1項及び第2項に規定する公開の手続について必要な事項は、別に条例で定める。

検証結果

✓	1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく
	2 条文に従い新たな取り組みを検討する
	3 条文を改正する
	4 その他（解説文の修正）

検証結果の考察

- ・市政に関心を持つ市民への参画機会を整えるため、また、興味を持ってもらえるよう、しっかりと情報発信、提供を行うこと。
- ・附属機関等の会議の公開について、様々な媒体を活用し、広く市民に周知を図ること。

(個人情報の保護)

第23条 議会及び執行機関は、その保有する個人情報を適正に管理し、個人情報の保護を行うために必要な措置を講じなければならない。

2 議会及び執行機関は、その保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止等を請求する市民の権利を明らかにしなければならない。

3 前2項に規定する措置及び権利について必要な事項は、別に条例で定める。

検証結果

	1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく
	2 条文に従い新たな取り組みを検討する
	3 条文を改正する
✓	4 その他（解説文の修正）

検証結果の考察

- ・個人情報を適正に管理する上において、IDやパスワードなど厳重に取り扱うこと。
- ・引き続き、情報セキュリティ対策に取り組み、情報の流出が無いようにすること。

（説明責任）

第24条 執行機関は、市政の運営に関する重要な事項の立案、実施及び評価の過程において、その経過、内容、効果等について、市民に情報の提供を行うとともに、わかりやすく説明しなければならない。

検証結果

✓	1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく
	2 条文に従い新たな取り組みを検討する
	3 条文を改正する
	4 その他（解説文の修正）

検証結果の考察

- ・説明会開催時には、広報誌やウェブサイトへの掲載だけでなく、SNS を活用するなど繰り返し情報発信を行うこと。
- ・市政に関する情報提供や説明を行う際は、説明会や広報誌等だけでなく、チラシやパンフレットなど様々な媒体を用い、幅広い市民に理解してもらえるよう努めること。
- ・市ウェブサイトは、市民等に分かりやすく、探しやすいページ作りに取り組むこと。

（意見、要望等への応答）

第25条 議会及び執行機関は、市民から市政一般に関する意見、要望等を受けたときは、迅速かつ誠実に応答するとともに、市政に反映させる必要に応じ、適切な措置を講じなければならない。

検証結果

✓	1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく
	2 条文に従い新たな取り組みを検討する
	3 条文を改正する
	4 その他（解説文の修正）

検証結果の考察

- ・引き続き、市民からの意見や要望に対し、適切に対応を行うこと。

第9章 住民投票

（住民投票）

第26条 住民は、市政の重要事項及び自治の根幹にかかわる事項について、広く住民の意思を確認する目的のため、住民投票の実施を市長に請求することができる。

2 議会及び市長は、前項の目的のため、自ら住民投票の実施を発議することができる。

3 前2項に規定する住民投票の実施に必要な事項については、別に条例で定める。~~その場合において、投票資格者を定めるに当たっては、十分に検討を行うものとする。~~

4 市民、議会及び執行機関は、住民投票の結果を最大限尊重するものとする。

検証結果

	1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく
	2 条文に従い新たな取り組みを検討する
✓	3 条文を改正する
	4 その他（解説文の修正）

検証結果の考察

- ・制度自体を市民に理解してもらえよう、工夫し、継続的に周知に取り組むこと。

第10章 総合計画

（総合計画）

第27条 市は、第4条の基本理念にのっとり、議会の議決を経て、基本構想を定め、これに即して市政の運営を行わなければならない。

2 市長は、基本構想の実現のための基本計画を定め、これに基づく事業の効果及び達成度を評価し、これを公表しなければならない。

3 市長は、前項の評価に基づき、必要に応じて事業を見直さなければならない。

検証結果

✓	1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく
	2 条文に従い新たな取り組みを検討する
	3 条文を改正する
	4 その他（解説文の修正）

検証結果の考察

- ・PDCA サイクル*を継続的に回すことにより、必要に応じた事業の見直しを行い、より良い事業実施に努めること。

※ PDCA サイクル：ある活動を継続的に改善させていくための取組手法の1つ。「Plan(計画)」⇒「Do(実行)」⇒「Check(評価)」⇒「Action(改善)」の4段階のサイクルから成り、Actionを次のサイクルのPlanにつなげることで、継続的な改善を実現するもの。

第11章 危機管理

（危機管理）

第28条 市民は、自ら危機事象の発生に備えるとともに、危機事象の発生時においては、自らの安全確保を図り、地域において互いに協力し、助け合うよう努めるものとする。

2 市は、市民の生命、身体及び財産を守るため、市民の危機管理意識の向上に努めるとともに、市民及び関係機関との連携により総合的かつ機動的な危機管理体制の構築に努めなければならない。

検証結果

	1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく
	2 条文に従い新たな取り組みを検討する
✓	3 条文を改正する
	4 その他（解説文の修正）

検証結果の考察

- ・引き続き、関係機関と連携、協力し市民の防災活動の支援に努めること。
- ・交通事故も身近な災害と捉え、通学路など道路における安全対策や交通安全意識向上のための研修や教育など様々な対策を講じること。

第12章 他の機関との連携

（他の機関との連携）

第29条 市は、自治の確立のため、国及び大阪府と協力し、適切に役割を分担することにより、課題の解決に取り組むものとする。

2 市は、他の地方公共団体及び関係機関と協力し、共通する課題及び広域的な課題の解決に取り組むものとする。

検証結果

✓	1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく
	2 条文に従い新たな取り組みを検討する
	3 条文を改正する
	4 その他（解説文の修正）

検証結果の考察

- ・引き続き、近隣市町村と定期的な意見交換を行い、必要に応じて広域行政の検討ができるよう取り組むこと。

第13章 推進及び見直し

（条例の推進）

第30条 市長は、この条例の適正かつ円滑な運用及び推進を図ること並びにその運用及び推進に関する検証を行うことを目的とする委員会を設置するものとする。

検証結果

✓	1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく
	2 条文に従い新たな取り組みを検討する
	3 条文を改正する
	4 その他（解説文の修正）

検証結果の考察

- ・更なる自治基本条例の推進に努めるとともに、条例に即した市政運営に取り組むこと。

（条例の見直し）

第31条 市長は、この条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに、この条例の各条項の社会情勢への適合について検討を行い、見直しの必要があると認めるときは、必要な措置を講ずるものとする。

検証結果

✓	1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく
	2 条文に従い新たな取り組みを検討する
	3 条文を改正する
	4 その他（解説文の修正）

検証結果の考察

- ・引き続き、条文の規定どおり見直しの必要性について、適宜検討を行うこと。

資料

第6期 阪南市自治基本条例推進委員会での検証経過

開催回	開催日	検証内容等
第1回	令和3年7月29日	【推進委員会】 諮問、検証会の設置
第1回	令和3年11月5日	【検証部会】 検証作業の進め方について 検証作業に必要な調査事項、資料について
第2回	令和3年12月22日	【検証部会】 前文～第12条 第2条 最高規範性 第7条 財政自治の原則 第10条 議会の役割 第11条 議会の責務 第12条 議員の責務
第3回	令和4年2月10日	【検証部会】 第13条～第16条 第13条 市長の責務 第15条 職員の責務 第16条 市民活動団体
第2回	令和4年3月24日	【推進委員会】 中間報告
第4回	令和4年6月10日	【検証部会】 第17条～第21条 中間報告を終えての再議論(前文～第16条) 第18条 市民参画の手続 第19条 市民参画の推進 第20条 協働の推進 第21条 情報の収集及び活用
第5回	令和4年7月22日	【検証部会】 第22条～第26条 第22条 情報公開等 第23条 個人情報の保護 第24条 説明責任 第25条 意見、要望等への応答 第26条 住民投票

第6回	令和4年9月8日	【検証部会】 第27条～第31条 第27条 総合計画 第28条 危機管理 第29条 他の機関との連携 第30条 条例の推進 第31条 条例の見直し
第3回	令和4年10月19日	【推進委員会】 中間報告(2回目)
第7回	令和4年11月29日	【検証部会】 中間報告(2回目)を終えての再議論(前文～第31条)
第8回	令和4年12月23日	【検証部会】 阪南市自治基本条例の見直し・運用に関する提言(案)
第4回	令和5年2月17日	【推進委員会】 阪南市自治基本条例の見直し・運用に関する提言 答申

第6期 阪南市自治基本条例推進委員会 委員名簿

(任期:令和3年6月1日～令和5年5月31日)

(順不同)

役 職	氏 名	所 属 等	区 分
委 員 長	新 川 達 郎 (にいかわ たつろう)	同志社大学 名誉教授	学識経験者
副委員長	壬 生 裕 子 (みぶ ひろこ)	同志社大学政策学部 嘱託講師	〃
委 員	戸 口 博行 (とぐち ひろゆき)	阪南市自治会連合会会長 令和3年6月1日～ 令和4年4月26日	公共的団体等
委 員	草 竹 靖 典 (くさたけ やすのり)	阪南市自治会連合会会長 令和4年4月27日～ 令和5年5月31日	〃
委 員	福 岡 賢 次 (ふくおか けんじ)	阪南市人権協会会長	〃
委 員	田 中 千余子 (たなか ちよこ)	阪南市社会福祉協議会	〃
委 員	猪 俣 健 一 (いのまた けんいち)	阪南市市民活動センター 令和3年6月1日～ 令和4年3月31日	〃
委 員	佐 渡 千嘉子 (さど ちかこ)	阪南市市民活動センター 令和4年4月1日～ 令和5年5月31日	〃
委 員	奥 野 英 俊 (おくの ひでとし)	阪南市商工会会長	〃
委 員	岡 保 正 (おか やすまさ)	公募市民	市 民
委 員	森 本 眞 次 (もりもと しんじ)	公募市民	〃
委 員	木 村 耕 造 (きむら こうぞう)	公募市民	〃
委 員	須 藤 未希子 (すどう みきこ)	公募市民	〃
委 員	牛 田 悠 介 (うしだ ゆうすけ)	公募市民	〃